

三者検討会業務委託積算基準

(積算基準日 平成28年4月1日以降適用)

1 適用範囲

この基準は、北海道建設部の所管する土木関係請負工事で開催する三者検討会に出席し、その結果を取りまとめる業務を、当該工事に係る詳細設計等を実施した設計者に委託する場合に適用する。

2 業務委託の内容

(1) 業務内容

三者検討会に出席し、

- a) 設計意図及び施工留意点等を的確に説明し、また施工者からの質問内容や新たな質問等に回答する。
- b) 契約図書である設計図等と現地状況との整合性、設計条件、意図及び施工上の留意事項について確認する。
- c) 会議内容を整理し、検討結果協議簿を作成し、提出する。

(2) 業務の成果品

- a) 検討結果協議簿 ～ 検討会実施回数分
- b) その他関係資料

3 業務委託費の積算

委託費の積算は、「土木事業委託積算基準」に準じるほか、次のとおりとする。

(1) 直接人件費の算出

本業務を行う技術者は、次表を標準とする。

(三者検討会 1 回当たり)

	主任技師	技師A
三者検討会業務	0.5人	0.5人

(2) 間接原価、一般管理費等

間接原価、一般管理費等については、設計業務等委託積算基準に基づき計上する。

(3) 旅費・交通費の算出は、「土木事業委託積算基準 総則 [2] 積算基準 1. 積算基準

1-5 打合せ等に伴う旅費交通費」による。

ただし、当該業務の旅費については、積算起点（当該設計者の最寄りの本・支店所在の市町村）から開催場所までの間を往復する費用を計上するものとする。